平成２４年（フ）第６３２号
神奈川県茅ヶ崎市白浜町６番３号
破産者　七里ヶ浜ガーデンこと　平田　俊一
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６５８号
神奈川県厚木市温水西２丁目26番13号　ヴェルトゥメゾン202、開始決定時の住所相模原市南区磯部1184番地１　ロイヤルフォルム203号
破産者　太田　博一
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３４号
神奈川県座間市相模が丘５丁目５番８―502号　エスタシティ
破産者　関口　隆治
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４２６号
金沢市長坂２丁目23番３号　ヴァンベール新野・102号、従前の住所金沢市近岡町277番地10
破産者　髙川　敞子
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５４５号
静岡県浜松市南区下江町534番地の３
破産者　冨高　哲生
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第６号
和歌山県新宮市三輪崎２丁目11番24号
破産者　吉田鮮魚店こと　吉田　達雄
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２４年（フ）第７４号
高知県香美市土佐山田町久次321番地
破産者　竹﨑　人美
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５２号
福岡県大牟田市上屋敷町１丁目９―８ジャスティス上屋敷103号、破産手続開始決定時の住所福岡県大牟田市南船津町２丁目８番地13
破産者　松島　啓吾
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第１３１号
長崎県大村市黒丸町324番地３、前住所長崎県東彼杵郡川棚町百津郷39番地48
破産者　石川　和泉（旧姓尾上）
1　決定年月日　平成24年６月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２３年（再イ）第２３号
茨城県古河市尾崎4197番地３
再生債務者　川﨑　早苗
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年１月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月７日　水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（再イ）第１４２８号
東京都小平市小川町１―102―36
再生債務者　長谷川光嘉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第２２号
茨城県日立市西成沢町２丁目１番３号
再生債務者　鈴木　昌宏
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月７日　水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（再イ）第１４９６号
神奈川県横浜市戸塚区名瀬町763―３―304
再生債務者　江良　祐二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第１３号
山形県東置賜郡川西町大字上小松2475番地の１
再生債務者　鈴木　貴道
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月７日　山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（再イ）第１号
山形県東置賜郡高畠町大字元和田1232番地の２
再生債務者　二瓶　愛加
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月７日　山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（再イ）第１２号
鳥取県米子市祇園町２丁目33番地24ルミナス祇園Ⅱ105号
再生債務者　木原　　隆
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月７日　鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（再イ）第３号
鹿児島県鹿児島市坂之上７丁目40番12号
再生債務者　猪山　浩一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月29日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月１日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２３年（再イ）第１０５号
埼玉県三郷市高州４丁目66番地　メゾンエクレーレ水元公園107号
再生債務者　座覇　　誠
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年５月30日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年６月６日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係